

平成26年7月1日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処分業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）

(1) 大阪府大阪市住之江区平林南1丁目1番27号
備北環境開発株式会社

代表取締役 岡部 真治

(2) 大阪府大阪市住之江区平林南1丁目1番27号
北備運輸株式会社

代表取締役 岡部 真治

2 処分日

平成26年7月1日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

上記被処分業者2社は、平成26年6月9日に大阪地方裁判所から破産手続開始決定を受けた。

このことは、法第14条の3の2第1項に規定する許可の取消要件（破産者で復権を得ないもの）に該当し、本県が法第14条第1項の規定に基づき許可している産業廃棄物収集運搬業許可を取消すものである。

【問い合わせ先】

担当 廃棄物対策課

江藤博邦

小野公弘

電話 097-506-3121

3134